

学内発第189号
令和8年2月4日
大阪府立堺聴覚支援学校
校長 甲斐 俊夫

保護者様

学校における服薬の取り扱いについて（お願い）

いつも本校の教育活動にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

お子様が学校で安全に服薬するために処方薬の取り扱いについて、お願いと注意点をお知らせいたします。以下の内容をご確認のうえ、ご理解とご協力くださいますようお願いいたします。

1 学校における服薬の取り扱い

- (1) 学校では保護者からの依頼と医師の指示のもと、どうしても学校での服薬が必要な場合に限り、服薬することができます。そのため、薬は医師が処方したものに限ります。
- (2) 市販薬については医師の指示がないため自己管理※できる場合のみとします。手続きは不要です。
- (3) 保護者からの依頼に基づき、お子様が薬を使用するときに教職員の言葉かけ・見守り・服薬確認を行います。自己管理※による服薬の場合は、手続きは不要です。自己管理の可否については、保護者による判断をお願いします。

※教員の言葉かけ、見守り、服薬確認が不要で、自分で判断し服薬できること

2 必要な提出書類

| | 薬の例 | 提出書類 | 記入者 |
|-----|------------------------------|--|--------------|
| 常用薬 | 抗けいれん薬、抗喘息薬、向精神薬など毎日定時に使用する薬 | ① 薬の使用依頼書（常用薬） ② 薬の説明書の原本またはコピー | 保護者 |
| 臨時薬 | かぜ薬や目薬、塗り薬など短期間で一時的に使用する薬 | ① 薬の使用依頼書（臨時薬） ② 薬の説明書の原本またはコピー | 保護者 |
| 緊急薬 | てんかん発作時など | ① 薬の使用依頼書（緊急薬） ② 医師が記入した指示書 ③ 薬の説明書の原本またはコピー | 主治医及び 保護者 |

※臨時薬で1ヶ月以上続く服薬の場合は、常用薬の扱いとなります。

3 注意事項など

- (1) 処方薬はできるだけご家庭で服薬してください。（医師に相談して使用時間をずらしてください）
※幼稚部は薬を嫌がる場合が多く、無理に服薬させようとすると誤飲等の事故につながる恐れがあります。また、教職員が確実に服薬させることが難しいことから、処方薬は原則ご家庭でお願いいたします。お子様の安全を最優先とした取り組みとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

【医師への相談例】

1日3回の処方では・・「朝・帰宅後・寝る前」に薬を飲んでもよいか？

外用薬の処方では・・学校で必ず使用する必要がある薬かどうか？ など

- (2) 保護者からの適切な手続きがない場合は、対応することができません。

裏面へ続きます

- (3) 宿泊を伴う学習の場合は、事前に健康調査を実施した後、必要に応じて対応します。
- (4) 薬の内容（種類・量）に変更があった場合は、再度書類を提出してください。
- (5) 薬に関する各書類の有効期限は年度末とします。新年度には新しいものをご提出ください。

4 学校に臨時薬を預ける場合

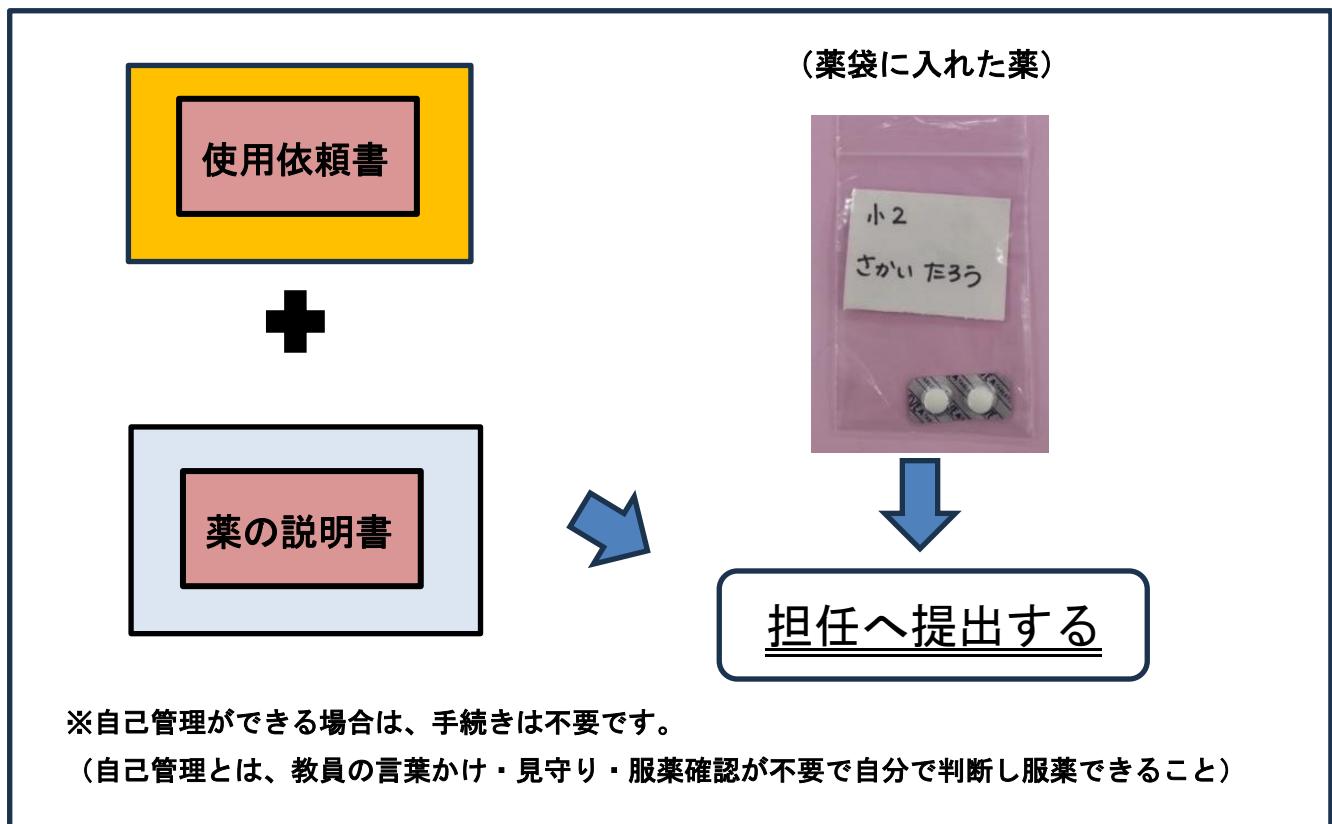
(常用薬・緊急薬については個別に説明しますので、希望される場合は担任へ申し出てください)

【注意点】

- ・薬の説明書を添付してください。
- ・学校で預かることができるのは、その日1日分の処方薬のみとなります。
- ・水薬は1回分の量を容器に小分けに準備してください。
- ・薬袋や容器には必ず名前を明記してください。
薬は1回分に分け、「学部、学年、組、名前」、「服薬日時」、「薬名（薬に書いていない場合）」を記入し、ジッパー付きの袋に入れて持たせてください。
- ・薬を落としたり、こぼしたりした場合は、服薬を中止し、保護者に連絡します。
- ・服薬後の薬袋や容器は持ち帰らせます。帰宅後に必ず確認をお願いします。

【手続き方法】

1日ごとに使用依頼書に記入し、薬袋（できれば透明のチャック付きの袋）に入れた薬と薬の説明書と一緒に担任にお渡しください。



※臨時薬の使用依頼書は、学校のホームページよりダウンロードすることができます。

学校での服薬について、ご不明なことがありましたら、担任または保健室までお問い合わせください。